

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：三木鋼業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 三木 高彦
 - (3) 所在地：香川県高松市朝日町四丁目 11 番 59 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）
 - (平成 30 年 1 月 11 日認定)
認 1710000169、認 1710000170
 - (同年 7 月 18 日認定)
認 1810002697、認 1810002698
 - (同年 7 月 23 日認定)
認 1810003032、認 1810003033、認 1810003034
 - (同年 12 月 26 日認定)
認 1810005244、認 1810005245、認 1810005246、認 1810005247

- 3 措置内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 2 年 1 月 24 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 措置理由
平成 30 年 1 月から同年 9 月までの間、実習計画に従って技能実習を行わせていなかったことについて、高松入国管理局（当時）から不正行為の通知を受け、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。